

東浦町民間保育所等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）のうち、国又は地方公共団体以外の者が設置し、及び運営するもの（以下「民間保育所等」という。）の施設整備に要する経費の負担を軽減し、もって児童福祉の向上を図るため、予算の範囲内において交付する東浦町民間保育所等整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日付け厚生労働省発子 0508 第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」別紙。以下「国要綱」という。）に基づき、町内において、民間保育所等を設置又は設置しようとする者であって、東浦町子ども・子育て支援事業計画に沿った整備をするものとする。

(補助対象施設等)

第3条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町民間保育所等整備費補助金交付申請書（様式第1）に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金交付の可否を決定し、東浦町民間保育所等整備費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

(変更交付申請等)

第6条 前条第1項の通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書の内容に変更があった場合は、速やかに、東浦町民間保育所等整備費補助金変更交付申請書（様式第3）に関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けるものとする。

2 町長は、前項の承認をしたときは、東浦町民間保育所等整備費補助金変更交付決

定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了（廃止及び中止を含む。以下同じ。）したときは、完了の日から起算して30日以内に東浦町民間保育所等整備費補助金実績報告書（様式第5）に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、東浦町民間保育所等整備費補助金確定通知書（様式第6）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条に規定する通知を受けた者は、東浦町民間保育所等整備費補助金請求書（様式第7）を町長に提出することにより補助金を請求するものとする。

（立入検査等）

第10条 町長は、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第11条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払った補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象施設	補助対象事業	補助金の額
国要綱4に規定する保育所等のうち保育所及び幼保連携型認定こども園並びに同項に規定する小規模保育事業所	国要綱5に規定する施設整備の事業	国要綱8の規定により算出した額に、国要綱8の規定中「国の負担割合」を「市町村の負担割合」と読み替えて算出した額を加えて得た額

様式第1（第4条関係）

東浦町民間保育所等整備費補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

所在地

申請者 団体名

代表者職氏名

電話番号

東浦町民間保育所等整備費補助金の交付を受けたいので、東浦町民間保育所等整備費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）補助金所要額調書
- （2）事業計画調書
- （3）収支予算書

様式第2 (第5条関係)

東浦町民間保育所等整備費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました東浦町民間保育所等整備費補助金については、
下記のとおり 決定 ・ 却下 しましたので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金円
- 2 交付条件（却下理由）

様式第3（第6条関係）

東浦町民間保育所等整備費補助金変更交付申請書

年 月 日

東浦町長

所在地

申請者 団体名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定された東浦町民間保育所等整備費補助金について、東浦町民間保育所等整備費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので関係書類を添えて、申請します。

記

1 変更交付申請額 金 _____ 円

2 既交付決定額 金 _____ 円

3 差引増減額 金 _____ 円

4 変更の理由

5 添付書類

（1）補助金所要額調書

（2）事業計画調書

様式第4（第6条関係）

東浦町民間保育所等整備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました東浦町民間保育所等整備費補助金の変更交付申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 _____ 円
- 2 既交付決定額 金 _____ 円
- 3 差引増減額 金 _____ 円
- 4 交付条件

様式第 5（第 7 条関係）

東浦町民間保育所等整備費補助金実績報告書

年 月 日

東浦町長

所在地
申請者 団体名
代表者職氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定された東浦町民間保育所等整備費補助金について、補助事業が 完了 ・ 廃止 ・ 中止 したので、東浦町民間保育所等整備費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて、報告します。

記

1 施設の名称	
2 施設の所在地	東浦町大字
3 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 事業成果・達成状況	(1) 交付決定額 金 _____ 円 (2) 実績報告額 金 _____ 円
5 添付書類	(1) 補助金精算調書 (2) 事業実績調書 (3) 収支決算書

様式第6 (第8条関係)

東浦町民間保育所等整備費補助金確定通知書

年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで実績報告のありました東浦町民間保育所等整備費補助金については、東浦町民間保育所等整備費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第 7 （第 9 条関係）

東浦町民間保育所等整備費補助金請求書

年 月 日

東浦町長

所在地
請求者 団体名
代表者職氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知のありました東浦町民間保育所等整備費補助金について、東浦町民間保育所等整備費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。
記

- 1 補助金の請求額 金 円
2 振込口座

振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）													
	金 融 機 関 名										支 店 名			
					農業協同組合 銀行 信用金庫									
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください。）								口座番号（右づめで記入）					
	☐ 普通 ☐ 当座													
	ゆうちょ銀行													
	記号（右づめで記入）								番号（右づめで記入）					
口座名義欄	フリガナ													
	口座名義													
	住 所		(千 一) 都道 市区 府県 町村											
	電 話		— —				F A X		— —					